

島根県県有財産利活用推進計画の概要

1. 目的及び役割 (計画P.6)

平成26年4月に策定した「島根県県有財産利活用方針」に記載した具体的な取り組みを着実に進めるため、期間及び達成すべき目標を定め、各取り組みの手順及びスケジュールを明らかにする。

【対象】 全ての建築物及び付属設備並びに土地

(社会資本に係る財産、県営住宅、企業会計財産を除く。(職員宿舎は対象に含む))

2. 期間及び目標 (計画P.6)

(1) 期間 平成26年度から平成30年度までの5カ年(概ね3年後に見直し)

(2) 目標 利活用方針の3つの柱に沿って、以下の評価指標及び目標値を設定する。

なお、毎年度末の評価指標の数値を県のホームページで公表する。

評価指標		基準値(H25)	目標値(H30)
県有財産の有効活用			
①	保全マネジメントシステム(BIMMS)への登録棟数	1,904棟	2,700棟
②	公募により設置した自動販売機の台数	0台	65台
施設の長寿命化			
③	劣化度調査により優先度判定をした施設数	155施設	300施設
④	建築物にリース契約で設置したLED照明器具の灯数	0灯	8,700灯
保有財産の適正化			
⑤	県が保有する施設の延べ面積	現況より増加させないこと (1,814,969㎡以下)	
⑥	未利用財産の売り払い金額	5年間で20億円	

3. 具体的な取り組みの実施 (計画P.7~23)

利活用方針に記載した取り組みの中から、この計画期間中に実施する31の具体的な取り組みについて、進め方の手順とスケジュールを示す。

取り組みの柱	具体的な取り組みの例(計画記載ページ)	本数
(1) 継続的な取り組み	保全マネジメントシステムの活用(P.8)	6
(2) 県有財産の有効活用	自動販売機等の公募制度の導入(P.13)	6
(3) 施設の長寿命化	維持保全計画の作成による計画修繕の実施(P.14)	10
(4) 保有財産の適正化	職員宿舎の見直し(P.19)	9

4. 施行日 平成26年10月23日付け策定、施行